

資料3

第7回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と
保証のあり方に関するワーキング・グループ

参考資料

2025年6月5日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. 第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見

2. 第6回会議資料再掲

(1) EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

(2) GHG排出量の見積りの更新について

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:欧州の状況を踏まえたロードマップ①

主なご意見

- ・事務局提案のサステナビリティ開示基準の適用に係る方向性(ロードマップ)について賛成。
- ・保証の制度設計にも時間が掛かるので、できるだけ早期に方向性を固めて、サステナビリティ開示のスケジュールの確定をしていただきたい。
- ・ある程度の柔軟性は必要だが、基本線を守ることをより明確に伝えてほしい。日本は決して先走っているわけではなく、むしろ日本が遅れを取り戻すチャンスが来ていると思う。
- ・EUのオムニバス法案は適用範囲を最初から一気に進めようとしていたところが日本とは随分違う。今の動きは、ある意味EUが日本の現実的な考え方に近づいているものであり、現状のロードマップを変更する必要はない。
- ・時価総額5,000億以上のプライム上場企業は、CSRDのWave1企業と競争関係にある企業であり、こうした企業のサステナビリティに関する取組を国際的な基準に基づき開示することの意義や、投資家からのニーズの高さも考えると、ロードマップは維持すべき。
- ・①適用対象となる時価総額の大きい企業はグローバルに事業を展開し、欧州にも一定の事業基盤を有すると見られること、②オムニバス法案では、法案適用後もCSRDのインターオペラビリティは損なわれないとされており、ベースラインとなるISSB基準やSSBJ基準に相当する開示要求事項は引き続き残ると見られることから、適用スケジュールは変更せずに検討を進めていただきたい。
- ・欧州企業は期末後2～3か月以内には保証を受けた上で開示を行うことができているが、日本ではハードルが高いとの意見もある。企業の作成者と監査人の実務がどのようになっているのか、何か制度的な課題があるのか、使用しているベンダーやシステムに課題があるのかなどの疑問に感じた。この辺り、欧州での事例は参考になると思う。
- ・アジアやオセアニアの状況も考慮に入れると、必ずしも(全世界的に)サステナビリティ開示に対する強い揺り戻しがあるわけではなく、また、2027年3月期からの開示に向け企業側も準備を進めている状況を踏まえると、当初のロードマップを維持する方向に賛成。
- ・日本企業は、欧州以外にも、アメリカや中国・韓国・インドを含めたアジアの企業とも競争しているところ、欧州以外の状況にも目を配っていただきたい。
- ・国際的な競争力を阻害しないよう配慮された制度設計が望ましい。例えば、オムニバス法案では、将来の合理的保証を行わないと変更されているが、サステナビリティ情報の保証についての現実的な対応として評価できるポイント。また、米国の開示動向も参照すべき。

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:欧州の状況を踏まえたロードマップ②

主なご意見

- SSBJ基準の適用を基本線のとおり2027年3月期から開始する場合は、時価総額3兆円以上の日本企業から見ると、CSRDに基づく開示義務化よりSSBJ基準の開示が1、2年先行することになる。そのため、EUが基準の見直しに動いている今のタイミングから、相互運用性の確保、より具体的にはSSBJ基準での開示をもってCSRDに基づく開示をできるだけ代替できる形になるよう、金融庁にはEUや国際機関への積極的な働きかけ、緊密な連携をお願いしたい。
- 世界情勢の変化が大きい中、数年後には基準の厳格化に海外当局が踏みきる可能性も考えられるところ、場合によっては適用のあり方の見直しも含め、海外規制との足並みを柔軟に揃えていく構えが重要。
- 国際的な比較可能性の観点も承知しているが、最終的には、日本として(政策的に)適当な正当性があるかどうかを踏まえ、検討を進めることが重要。市場の急変など、引き続き状況を注視することは重要。
- オムニバス法案では開示及び保証に係る緩和を行う方向性で議論がされているところ、諸般のバランスに配慮しつつ、現実的な適用スケジュールとするべき。また、今後も国内外の変化を踏まえた柔軟な対応を行うためには、常にロードマップをアップデートし、関係者と認識を揃えながら議論を進めるとよいのではないかな。
- CSRDのオムニバス法案にてセクター別基準の開発中止が検討されていることは、我が国の制度にも将来影響する可能性があるため、資料中にその旨を明記してもよかったのではないかな。
- 適用対象が3つに分かれているのは複雑に思うため、よりシンプルな形が望ましいのではないかな。適用対象企業は事業年度開始前に確定することが望ましいと思われるが、今のスケジュール感では来年4月の段階で全てが確定しているかどうかは不透明であるところ、今後の法整備の段階で、どの会社を対象になるかをより明確にしてほしい。
- 有報総会前開示の要請もあり、現場では各企業がプレッシャーを感じながらも効率的に開示を進めるべく努力を重ねているところ、適用時期の開始時期だけでなく、二段階開示の適用期間あるいは保証の範囲といったところも含めて、地に足のついた議論をしていただきたい。
- 我が国の現行案では、義務化の翌年度から同時開示を求めているが、企業側の習熟期間を確保するためにも、義務化から2、3年は二段階開示を認めるのが妥当ではないかな。
- 適用時期の予見可能性が高いことが極めて重要。また、保証の担い手に係る方針についてもワーキンググループにおいて早急に示していただくことも重要。
- 時価総額3兆円未満の企業や未上場の企業に対しても学びの機会を提供いただくとともに、将来的には全ての企業が負担なくサステナビリティ開示に対応できるよう、簡単な様式の開発を進めていただきたい。

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:見積りの更新①

主なご意見

見積りの更新①

- 事務局提案のGHG排出量の見積りの更新に係る整理について賛成。
- 誤謬に該当する場合には重要性に応じて訂正が必要であり、正確性の要件が満たされている等の場合には訂正報告書の提出は不要、という旨が資料上で明確化されており、見積りを含む開示の促進が期待される。
- 資料10ページに記載されているような、正確ではない見積りの例示を列挙することは、作成者にとって非常に役立つ。
- 保証に関して、見積り段階での保証と、見積りの更新後の保証との関係に関する明確な基準が必要ではないか。
- 米国SEC案のように、半期報告書において確定値のみを開示する形がよいのではないか。
- 見積りの更新を行う場合には、訂正報告書や翌年度の有報ではなく、半期報告書又は臨時報告書において更新を行うことが本来の趣旨からすれば妥当ではないか。
- 相互参照している場合に、参照先で誤りがあった場合にどうするのかについて、次回WG以降に検討いただきたい。
- 資料では、「事業年度末時点又は有価証券報告書の提出時点の状況について判断される」とあるが、財務開示におけるいわゆる「修正後発事象」に当たるような場合も考えられるのではないか。財務開示との整合性も考えていただきたい。
- 後発事象との整理は必要だと思うが、SSBJ基準を参照する限りでは、恐らく多くの場合の見積りの修正は後発事象に該当しないと考える。訂正報告書が不要でも、翌年度に比較情報の修正が必要になる可能性はあるため、できるだけ企業の開示の負担を軽減するよう、排出係数の確定・公表のタイミングは環境省と調整してほしい。
- 誤謬であるか、ただの更新であるかの区別は明確であることが望ましい。
- 欧州企業が期末後2～3か月後には保証を受けた上で開示を行うことができている点を踏まえると、日本企業も見積りを有効に活用するべき。また、有報開示情報を温対法報告にも使うことができるよう、引き続きインターオペラビリティの向上を探っていただきたい。
- GHG排出量が例として挙げられているが、CSRD対応の開示実務では、例えば有害物質の排出量などにおいても見積りによる算定を行っているケースがあるとも聞いている。限られた時間の中でサステナビリティ開示を行うために、GHG排出量以外の見積りの場合でもこのような取扱いを考えるべきかどうか、検討してはどうか。

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:見積りの更新②

主なご意見

- GHG排出量は誤謬が生じやすく、特に見積り情報はリスクが高いのではないかと感じる。国際基準の動向等や算定ツール、各国制度動向等を含め、専門知識を十分に認識しておくことが重要。
- 見積りが適切な場合でも、事業環境の大きな変化(企業買収、事業の一部売却、撤退など)で確定値と見積りの差が大きくなることも想定されるところ、その差が重要な情報と考える場合には、訂正報告書や臨時報告書、もしくは適時開示などでもよいと思うが、その旨を周知いただけるとありがたい。それにより、投資家が企業と対話する際に、事前に確認することが可能になるのではないか。
- まずは企業開示の促進が優先されるべき。ただし、投資意思決定への影響の観点から、後発事象等により、見積りと確定値に著しい乖離が生じるなど、重要性が認められる場合には、誤謬ではなくとも訂正報告書の提出は選択肢であることが言及されると、利用者にも提出者にも資するのではないか。
- 有報提出後に、見積りとは異なる確定値が、ホームページであったりサステナビリティレポート、統合報告書など、他の媒体において開示される場合も想定されるため、その場合には、注意書きなどにより、見積りと異なる確定値であることを明確にすること、あるいは、あらかじめ有報の見積りが開示されている箇所に注記を加えることなどにより、その後確定値が適切に反映されるような工夫などがあっていいのではないか。
- 訂正報告書のほか、半期報告書や臨時報告書での開示も考えられるのではないか。
- 温室効果ガスの算定評価報告制度の下では、調整後の排出係数が有報作成時に入手できない、あるいは有報提出後に更新されるため、合理的で正確な見積りである場合には、訂正報告書は不要であるということを明確にすることは、企業の制度に由来する負担を軽減すると思う。
- 特に開示当初は事後的に誤記になってしまうということが生じやすい状況にあるかと思うため、誤記となる範囲の判断基準を具体的に示していただくとともに、指導の範囲で対応いただくことも必要なのではないかと感じた。
- サステナビリティ情報の収集プロセスが財務情報ほどはシステム化されていないところ、各企業はリソースをいかに抑えていくかという努力をしている。欧州では訂正がどういう場合に行われているのか、どういうふうに報告されているかといったところも検証いただくことが日本の制度を作る上では有効ではないか。

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:虚偽記載等への責任のあり方①

主なご意見

虚偽記載等への責任のあり方①

- 事務局の検討の方向性に賛成。
- 情報開示に消極的であることは、市場の評価を受けるときに不利に働く。一番大事なことは、セーフハーバーを情報開示に消極的にならないようにという意図で設けるということである。
- サステナビリティ関連のリスクと機会は、識別したリスク及び期間のそれぞれに関連してバリューチェーンの範囲を決定し、重要性がある情報を識別することになっていることから、GHG排出量のScope3だけではなく、その他のバリューチェーン情報も考慮する必要がある。サステナビリティ関連財務情報と財務情報の性質の違い、合理的な裏づけ可能な情報を利用するといった観点も考慮すべき。
- 非財務情報全般にセーフハーバーを広げることは少し極端ではないか。将来情報やバリューチェーン情報に絞るのがよいのではないか。
- サステナビリティ情報全般、非財務情報全般というのは、さすがに広過ぎるようにも思う。具体的な開示される情報の項目をしっかりと見ながら検討すべきであるが、将来情報やバリューチェーン情報というのが出発点と思う。
- 民事上の責任に加え、刑事・行政上の責任についても検討が必要。投資家保護の関係からは、セーフハーバーの適用対象をいたずらに広げることに若干懸念があることから、ある程度、特定可能なものに限定する必要があるか検討いただきたい。
- セーフハーバーの適用対象は、バリューチェーン情報に限定せず、将来情報はサステナビリティ情報全体に広げてもよいのではないか。また、虚偽記載でないことを証明する負荷が大きくなり過ぎないような制度とすべき。
- セーフハーバーの対象を、例えばバリューチェーン情報に限定することは、1つの方向性としてはあるかもしれないが、将来情報が含まれるということに着目するのであれば、非財務情報全体について及ぶ可能性がある。これを契機に非財務情報全般についても法令で対応するのであれば、サステナビリティ情報に限らず、将来情報といった情報の特性に基づいてセーフハーバーが定められ、規定されることが適切ではないか。
- サステナビリティ情報の特性を考慮すると、少なくともサステナビリティ情報に関するセーフハーバーは不可欠。セーフハーバーのあり方としては、現状の日本の開示ガイドラインでは不十分であり、SEC規則案なども参考にしながら発行体が萎縮しないルールづくりが求められる。

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:虚偽記載等への責任のあり方②

主なご意見

虚偽記載等への責任のあり方②

- 重要な虚偽記載の発生の原因を解釈する際に、誤謬と不正を区別するところの判断指標や、悪意・重過失がなければ、刑事や民事の法的責任が問われないといった、国際的な観点からの整合性も考慮いただきたい。
- 特に悪意・重過失がある場合のみ責任を問うべき。そして、情報の範囲を考えると、英国の場合、戦略報告書を対象にしており、戦略報告書にはどのようなことが書かれているのか、どのようなことを書かないといけないのかを再度確認しながら、ではそれを対象にするのか、しないのかという検討をするのが良い。
- 挙証責任の転換などの問題について、他の非財務情報、あるいは、より一般的に、非財務情報であれ財務情報であれ、同じ問題点があり得るので、こちらは慎重に考えなければならない。
- 非財務情報一般について、同じ属性を持っているのであれば、その限りにおいて適用されるというのが適当。他の情報に対する規制、他の情報についての責任関係と、サステナビリティ情報についてのそれらも整合的に考えていくのがよいのではないか。
- 日本では不実の開示の責任について立証責任が転換されていることや、ガイドラインで責任の軽減を図っており、企業がどのような行動をすることで責任がなくなるのかということを明確に列挙する書き方をしているという点など、他の国と比較するといろいろな点で特殊な面がある。どの範囲で見直しをするのが適切なのかは、理論的な点も考え、かつ、運用上、どういうふうにするのがいいのかという適切さもにらんで、しっかりと議論することが必要。
- ガイドライン改訂だけで十分かどうかという根本の議論もあるが、企業が不安を持たずに萎縮せずに開示できるということが望ましいことから、まずガイドラインの改訂を進めていただきたい。法的な責任であり、立法的な手当てが必要であるため、改めて議論の場を設け、しっかりと議論すべき。
- 課徴金には加重や減額などの制度もあるが、実務上、活用されていない。民事責任については、加重したり減額したりというのは考えにくい面もあるが、既にある課徴金などでより活用されるようにして、自主的に企業が訂正したり、当局に申し出たりといったことも含めて、企業の開示を促すという政策的な視点もより強く打ち出していただくと良い。
- 企業の経営者には、15ページの表は少し分かりづらいのではないかと。取締役会は法律の専門家ばかりではないため、欧米のように分かりやすいものにする必要なのではないか。

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:金商法令へのSSBJ基準の取り込み

主なご意見

金商法令へのSSBJ基準の取り込み

- SSBJ基準は、国際的なベースラインとなるISSB基準との整合性を図り、ISSB基準の要求事項を原則として全て受け入れるなど、ISSB基準と機能的に同等となっていると考えられることから、SSBJ基準を取り込むことに賛成。
- 適用対象外の非上場企業やスタンダード・グロースなどの上場企業の任意開示との関係や、金融商品取引法への取り込み方について疑問を持たれないように、メッセージを出す際は明確にすることが望ましい。
- ISSB基準の今後の変更に対しては、SSBJも早急に対応を検討すると仰っていただいた点は非常に良い。
- 今後、見直しが行われるということも予想されるが、SSBJ基準はグローバルスタンダードと同等であることを踏まえて、関係者において確実に見直しが行われていくことを期待。
- 財務諸表等規則のように内閣府令でサステナビリティ開示の規則ができるのであれば、適用基準に相当するものは、内閣府令に落とし込むことにより、SSBJ基準が強制適用される会社でなくても、それに従って、有価証券報告書におけるサステナビリティの開示をしていくことになり、従うべきルールというものが整備されと考えられる。
- SSBJ基準とISSB基準との同等性や、ESRSとのインターオペラビリティの確保は非常に重要。欧州当局やSECを含めて、海外当局との連携を図っていただきたい。
- 国際基準との整合性を図ることに加え、これまでの開示義務についても必要性を見直し、また重畳的な開示とならないか目配りいただきたい。

第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見:タクソノミ開発

主なご意見

- ・事務局提案のタクソノミ開発の方向性について賛成。
- ・サステナビリティ情報と従来の財務情報がより広く活用されるようになる仕組が望ましい。
- ・今後、ISSB基準について変更があった場合、速やかにどう対応していくかがポイントとなる。開発の段階から基準変更の可能性も含めて開発する必要があるのではないか。
- ・事務局提案のタクソノミ開発の方向性を採用した場合(複数のタクソノミの混在)、問題が生じるおそれや実務への影響について、慎重に確認する必要がある。
- ・タクソノミはテクニカルであるが、上場会社の開示情報がグローバルに有効活用されるか、企業価値評価につながるかといった点で極めて重要な論点。
- ・情報ベンダーはISSB基準に合わせて情報を整備すると考えられるため、グローバルなハーモナイゼーションという観点からも、比較可能性が重要な点である。
- ・SSBJ基準を適用する企業が少ないことを念頭に、どれぐらいタクソノミの開発にコストをかけるのかが問題。
- ・情報利用者、企業、監査・保証実施者に混乱が生じない形での対応を願う。
- ・グローバル運用会社での勤務経験を踏まえると、グローバルで議論をするときに、やはりタクソノミの統一の課題に直面したため、国際的な比較可能性がまず重要である。それと同時に国内のみの対象の分析・集計も非常に有用な場合があるので、その両立が開示情報を最も有効に利用できる。
- ・ESAP(欧州単一アクセスポイント)においてEU域内の金融・非財務情報を一元的に集約するプラットフォームの整備が進んでいる。こうした動きも注視しながら、EDINETの将来的なあり方についての検討も進めていくことが必要。
- ・タグ付け項目に優先度を付けて開発することについて、過度に開発対象の範囲が狭くならないことを希望。
- ・海外投資家にも利用しやすいという観点は非常に重要である。そのうえで日本特有の考慮すべき事項があれば、国際的な調和と固有事情のバランスを取ってほしい。サステナビリティ情報だけでなく、財務情報についても同様。
- ・基準設定団体であるIFRS財団がデジタル開示を標準化するためのタクソノミを開発している意味を踏まえると、サステナビリティ基準の適用とその基準に対応したタクソノミの採用はセットとして考えていくことが適当。
- ・事務局提案の方向性を取った場合に得られるベネフィットと考えられる懸念点について、提出者、利用者それぞれの立場で整理した説明を希望。

1. 第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見

2. 第6回会議資料再掲

(1) EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

(2) GHG排出量の見積りの更新について

EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

- EUでは、2024会計年度から、**従業員500人超の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超）**に対し、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の適用を開始。
- 欧州委員会は、2025年2月、2つの法案（オムニバス法案）を公表。1つ目の法案で**Wave2以降の企業に対する2年間の適用時期の延期**が、2つ目の法案で**適用対象企業の閾値変更等の企業の負担軽減策**が、それぞれ提案されている。今後、欧州議会及びEU理事会にて、検討・採択予定^{（注1）}。

【従来のCSRDとオムニバス法案の比較】

	従来のCSRD	オムニバス法案
適用対象・時期	Wave 1: 2024会計年度から、連結・単体のいずれかの従業員が 500人超 の上場企業等である大会社（総資産残高2,500万ユーロ超、又は純売上高5,000万ユーロ超） Wave 2: 2025会計年度から、一定規模以上の非上場企業等（Wave 1以外の大会社） Wave 3: 2026会計年度から、上場中小企業等 ^{（注2）}	①の法案成立後、②の法案の成立を目指す。 ① 適用開始時期を延期する法案 Wave 2: 2027会計年度に延期 Wave 3: 2028会計年度に延期 ② 適用対象企業の閾値の変更等を目的とする法案 適用対象は連結・単体のいずれかの従業員が1,000人超の大会社
社数	約5万社	約1万社
開示基準	ダブルマテリアリティ	ダブルマテリアリティ （ グローバルな報告基準とのインターオペラビリティを損なわず 、開示事項を削減）
保証	限定的保証（今後、 合理的保証への移行を検討 ）	限定的保証（ 将来の合理的保証への移行は行わない ）
域外適用対象	2028会計年度から、EU域内の純売上高 1億5,000万ユーロ超 、かつ、 EU域内子会社が上場会社・大会社 、又はEU域内支店の純売上高 4,000万ユーロ超	2028会計年度から、EU域内の純売上高 4億5,000万ユーロ超 、かつ、 EU域内子会社が大会社 、又はEU域内支店の純売上高 5,000万ユーロ超

（注1）適用時期の延期に係る法案については、2025年4月3日に欧州議会、同月14日にEU理事会において採択済、同月17日発効。

（注2）大会社に該当しない上場企業等（零細企業を除く）

（出典）2025年2月26日公表“Omnibus I - COM(2025)80”及び“Omnibus I - COM(2025)81”に基づき、金融庁作成。

1. 第6回会議(2025年4月21日開催)でのご意見

2. 第6回会議資料再掲

(1) EUにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

(2) GHG排出量の見積りの更新について

温室効果ガス(GHG)排出量の見積りの更新について(1)

- SSBJ基準では、GHG排出量について、関連する財務諸表の報告期間に係る測定を求めている。測定においては、実績値を用いた直接測定と見積りによる測定が想定されている。
- 現状、有価証券報告書の提出期限は期末後3カ月であることから、報告期間に係るGHG排出量の集約・開示が間に合わないこと等により、一部期間にて、見積りが使用される場合がある。この場合、**GHG排出量に関する見積りが、有価証券報告書の提出後に判明した実際の確定値と異なる可能性**がある。
- 前報告期間に開示された見積りの数値について、その変更に関する重要性のある情報を事後的に入手した場合には、**比較情報の更新や、前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異、更新した理由の開示が必要**。

見積りの数値に関する比較情報の更新を行う場合のイメージ(3月決算企業)



SSBJ基準 (一部抜粋・要約)

- ・ サステナビリティ関連財務開示において報告される数値を直接測定することができず、見積ることしかできない場合、測定の不確実性が生じると考えられる。...合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではないと考えられる。(適用基準BC164項)
- ・ 前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、新規の情報を反映して更新された比較対象の数値、前報告期間に開示された数値と更新された比較対象の数値との差異、比較対象の数値を更新した理由を開示しなければならない。(適用基準74項)
- ・ 比較対象の数値を更新することが実務上不可能である場合、見積りの数値が将来予測的なものである場合には、比較対象の数値の更新は必要ない。
...IFRS S1号においては、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、**見積りの変更に関する情報に重要性があり、見積りを更新することが実務上不可能でない場合のみ**。(適用基準75項、BC151項)

GHG排出量の見積りの更新について(2)

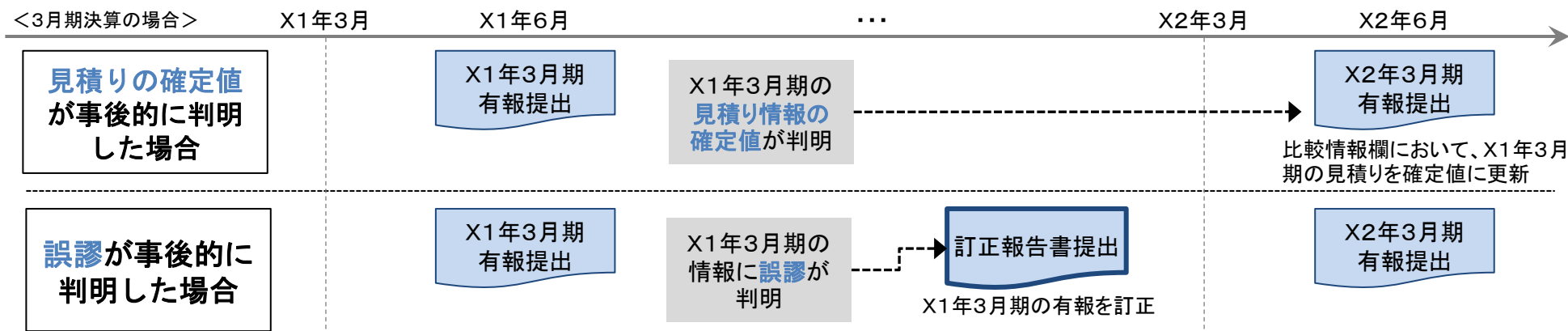
- 金商法第24条の2第1項では、有価証券報告書の訂正に関し、提出者が訂正を必要とするものがあると認めたとき、訂正報告書の自発的提出が必要としている(金商法第7条第1項の準用)。
 - 訂正報告書を提出する必要があるか否かは、一般的に、**事業年度末時点又は有価証券報告書の提出時点の状況について判断されるものであり、当該時点以降の事情の変更は訂正事由とならない**と考えられる。
 - SSBJ基準では、サステナビリティ関連財務情報は正確である必要があるとされ、見積り情報については、例えば、次の事項を満たしている場合には、正確であるとされている。
 - ・ 見積りであることが明確に区別されていること
 - ・ 見積りを行うためのプロセスに重要な誤謬が生じていないこと
 - ・ 見積りの前提が合理的で十分な情報に基づいていること
- (注) GHG排出量やその測定において見積りを使用した場合には、重要性に応じ、企業が置いた仮定の開示が必要。また、GHG排出量の見積りが、報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性であると判断した場合には、測定の不確実性の源泉等についても開示が必要。
- 上記も踏まえると、見積り情報については、**有価証券報告書の提出後に当該見積り情報に係る確定値が判明したことをもって、訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではない**と考えられる。

SSBJ基準（一部抜粋・要約）

- ・ サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性に関する情報（測定の不確実性の源泉や、数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断）を開示しなければならない。（適用基準83項、84項）
- ・ サステナビリティ関連財務情報は、正確でなければならない。情報は、すべての点で完全に精密でなくても正確であることがある。必要で達成可能な精密性、及び情報を正確なものとする要因は、情報の性質及び情報が関連する事項の性質に依存する。例えば、正確性は、次のすべてを要求する（一部抜粋）。
 - 事実に関する情報に、重要性がある誤謬がない。
 - 見積り、概算及び予想が、そのようなものとして明確に識別されている。
 - 見積り、概算又は予想を行うための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある誤謬が生じていない。
 - 見積りを行うために用いられたアサーション及びインプットが合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づいている。（適用基準A17項）
- ・ 温室効果ガス排出の測定に関して、以下の温室効果ガス排出の測定方法の開示が必要。
 - 直接測定の場合：温室効果ガス排出を測定するために使用した排出量に関する情報及び測定にあたって報告企業が置いた仮定
 - 見積りの場合：温室効果ガス排出を測定するために使用した活動量及び排出係数に関する情報並びに測定にあたって報告企業が置いた仮定（気候関連開示基準A17項）

有価証券報告書の訂正が必要となりうる例

- 例えば、見積りの前提が合理的でなく、十分な情報に基づいていない等、正確ではない見積りである等の場合、**誤謬**に該当する可能性がある。
- **誤謬に該当する場合、その重要性に応じて、有価証券報告書の訂正が必要**となることも考えられる。



(正確ではない見積りの例)

- ・ エネルギー使用量の多い拠点の排出量情報について、季節変動が大きいにもかかわらず、当該変動を考慮せず見積りを実施
- ・ 事務ミスにより、エネルギー使用量が多い主要拠点の排出量情報の見積りの桁数を間違えて記載 等

SSBJ基準(一部抜粋・要約)

- ・ 重要性がある過去の報告期間の誤謬について、これを訂正することが実務上不可能でない限り、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない。ただし、法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときは、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱いに従う。(適用基準86項)
- ・ 過去の報告期間の誤謬とは、過去の1期以上の報告期間に係る企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏又は誤表示をいう。このような誤謬には、計算上の誤り、指標又は目標の定義の適用の誤り、事実の見落とし又は解釈の誤り及び不正行為の影響が含まれる。このような誤謬は、次のような信頼性の高い情報の不使用又は誤用から生じる。
 - (1) 当該報告期間のサステナビリティ関連財務開示の公表承認日に利用可能であった情報
 - (2) 当該開示を作成するにあたり入手し考慮すると合理的に見込み得る情報(適用基準87項)